

美里町教育振興基本計画 (案)

平成 3 0 年 月

美里町教育委員会

目 次

第1章	はじめに	1
1	策定の背景	1
2	策定の趣旨	1
3	計画の位置づけ	1
4	計画の期間	2
5	目標年度	2
6	計画の構成	2
第2章	教育を取り巻く社会変化	3
第3章	現状と課題	5
1	学校教育	5
2	社会教育・生涯学習	11
第4章	目標	15
1	学校教育	15
2	社会教育・生涯学習	17
第5章	施策の展開	19
1	学校教育	19
2	社会教育・生涯学習	24
第6章	計画の推進と進行管理等	28

美里町教育振興基本計画

第1章 はじめに

1 策定の背景

美里町では、平成28年4月に、将来のまちづくりの基本指針とする美里町総合計画・総合戦略（以下「総合計画」という。）を策定しました。総合計画では、「心豊かな人材を育み、地域産業が発展し、にぎわいのある、生き生きとした暮らしができるまち」という将来像の下、基本計画第1章の「生涯を通して学び楽しむまちづくり」に教育4政策について基本的な方向性が示されています。しかし、その教育4政策を具体的に進めるための分野別計画がこれまで策定されていません。

また、平成18年に改正された教育基本法の第16条第3項に「地方公共団体は、その地域における教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定し、実施しなければならない。」と規定されています。しかし、本町において「教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策」が策定されていません。

こうした背景から、美里町教育委員会では、総合計画の分野別計画であり、本町の教育の振興を図る施策となる「美里町教育振興基本計画」（以下「本計画」という。）を策定することといたしました。

2 策定の趣旨

本計画は、総合計画に示された教育4政策を進めるための具体的な取組の考え方を示すとともに、教育基本法第16条第3項に規定する、美里町における教育の振興を図る施策を策定することを目的とします。

3 計画の位置づけ

本計画を、総合計画の政策を具体的に進めるための分野別計画の一つとして位置付けます。

また併せて、本計画を、教育基本法第16条第3項に規定する、美里町における教育の振興を図るための施策とします。

4 計画の期間

本計画の計画期間を2018年度から2020年度までの3年間とします。

総合計画の終期が2020年度となっているので、本計画の終期を2020年度とするものです。また、本計画の次期の策定も、計画期間（始期、終期）を総合計画に合わせることにします。

5 目標年度

総合計画の将来像に謳う「心豊かな人材を育むまちづくり」を将来にわたって進めていくためには、長期的な視点と観測を必要とすることから、計画の目標年度を総合計画と同じく2040年度とします。

6 計画の構成

（1）第1章～第2章

第1章「はじめに」に続き、第2章では「教育を取り巻く社会変化」として、本計画を検討する上で重要となる人口減少社会の進展を取り上げます。

（2）第3章～第5章

本町の教育を学校教育と社会教育・生涯学習の2つに大別します。

学校教育については、(1)学力向上、(2)心の教育、(3)健康・体力づくり、(4)不登校・いじめ防止、(5)特別支援教育、(6)就学前教育、(7)防災・安全・命の教育、(8)子どもの貧困問題、(9)学校施設の維持・管理、の九つの個別分野に分類しました。

社会教育・生涯学習については、(10)家庭教育、(11)青少年教育、(12)地域の教育力、(13)生涯学習環境、(14)図書館・読書環境、(15)文化財保護、(16)文化・スポーツ、の七つの個別分野に分類しました。

これら16の個別分野について、第3章では「現状と課題」、第4章では「目標」、第5章では「施策の展開」について、それぞれまとめるものとします。

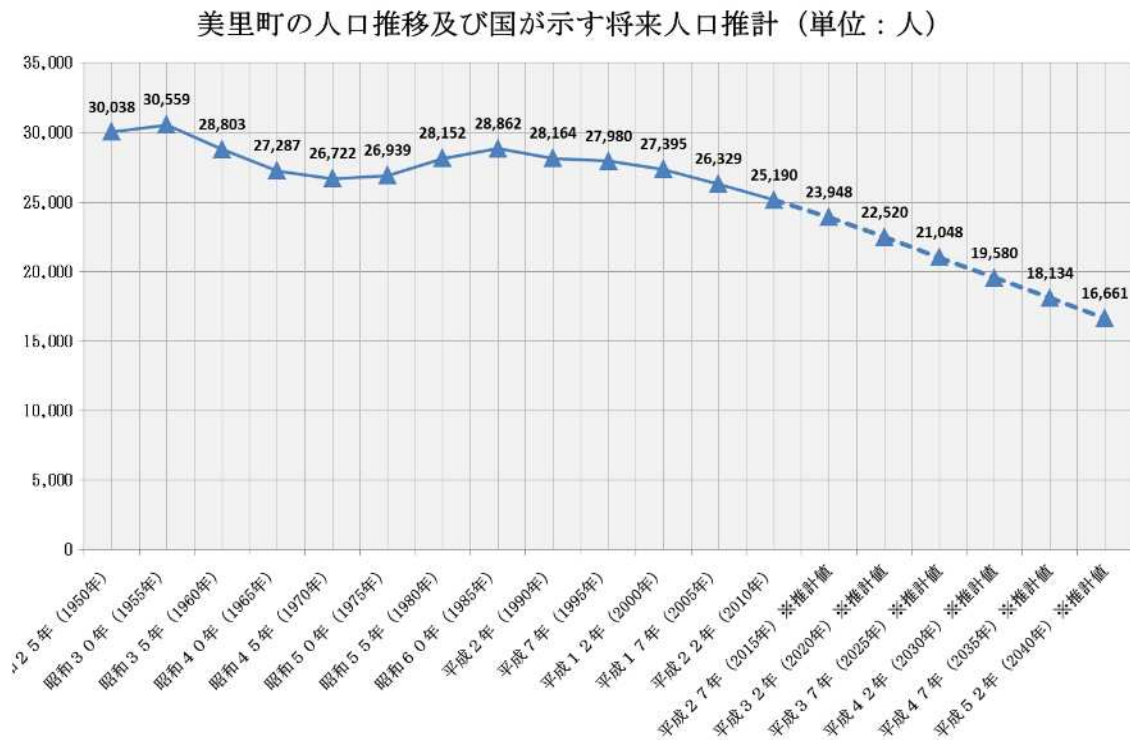
（3）第6章

終章の第6章では、本計画の点検・評価など今後の計画の推進と進行管理について考えていきます。

第2章 教育を取り巻く社会変化

これからのわが国の将来を展望するとき、私たちの社会の中で最も重要な課題となるのは人口の減少が今後長期にわたって継続し、それに伴って社会が変化していくことであると思われます。本町における人口ビジョンによれば、2040年の町の人口は現在の約25,000人から17,000人を下回るまで減少すると推計されています。(図1)

図1



特に、若い世代における人口減少が著しく、これによって社会全体の生産力が低下していくことは避けられません。

また、14歳以下の人口減少の割合も大きく、2017年において2,790人であったものが2040年人には1,500人程度まで減少するものと推計されています。(図2) 社会全体の人口減少と同時に、若い世代の総人口に占める比率が低下するなど、社会を構成する人々の年齢構成も大きく変化していきます。(図3)

人と人のかかわりによって形成される社会において、社会の構成員(人口)の減少は経済活動や労働環境の変化を招き、私たちの生活や社会の価値観とライフスタイルに大きな影響を与えることとなります。このことは、社会を支える社会の構成員を育む教育にも大きく影響を与えることとなります。私たちがこれからの教育について考えていく上では、戦後70年のこれまでとは違う、人口減少の長期化という大きな潮流を十分に踏まえていかなければなりません。

図 2

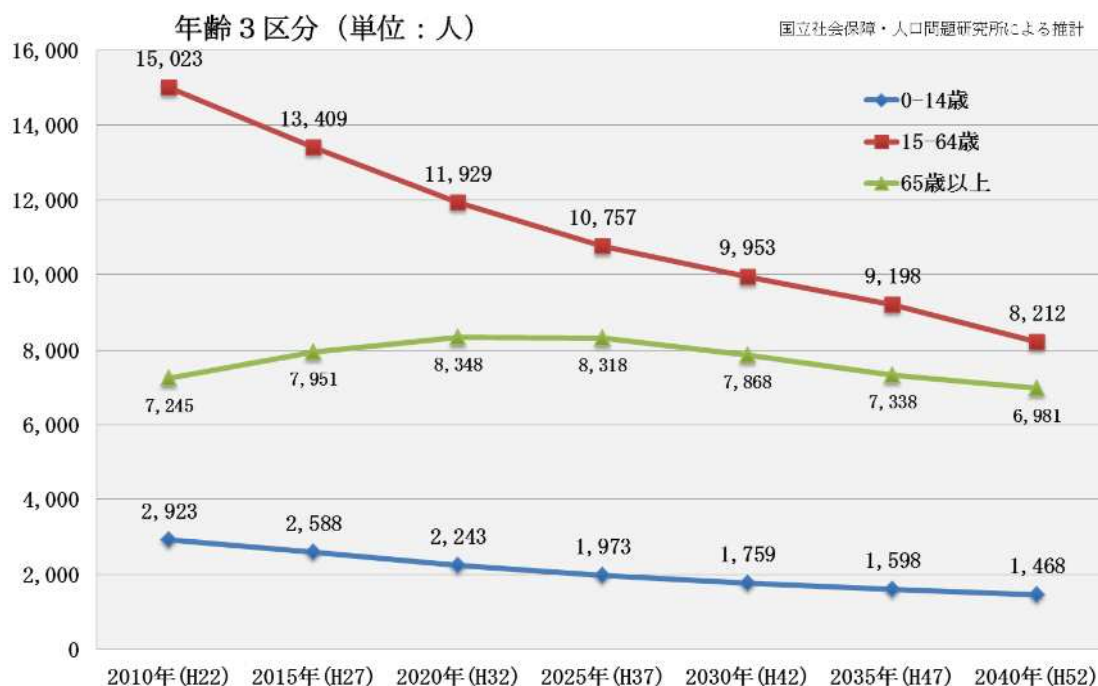
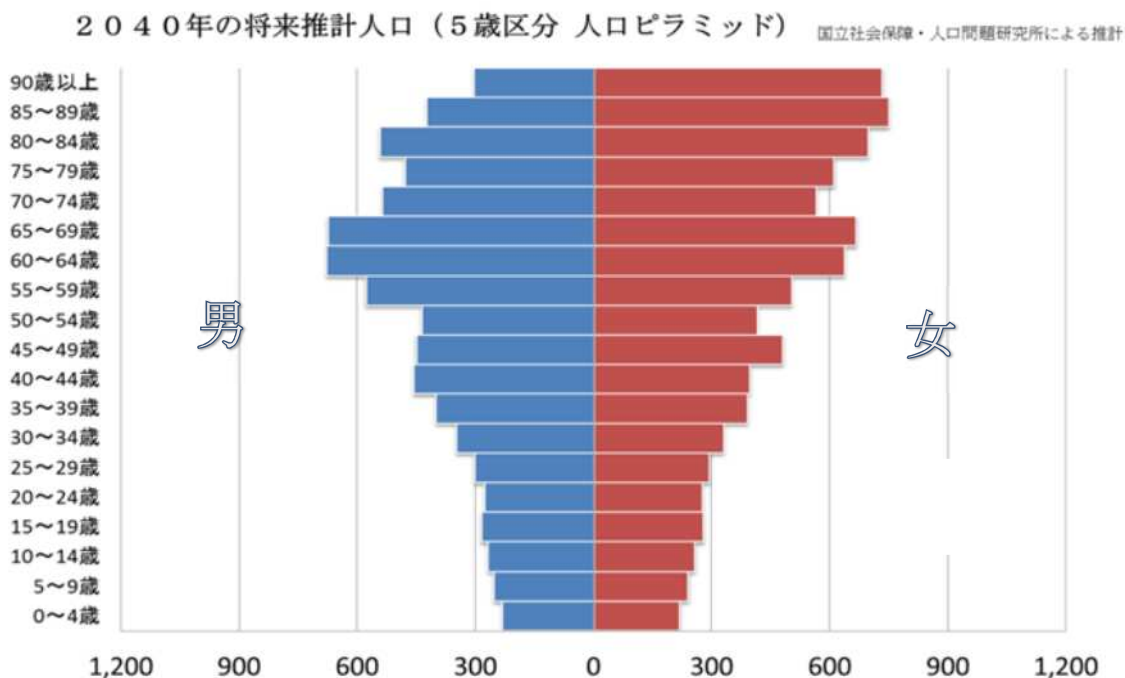


図 3



第3章 現状と課題

1 学校教育

本町における学校教育は、義務教育である小中学校の教育と就学前の幼稚園教育によって行われています。学校で大変重要な時期を過ごす子どもたちに対して基礎学力を習得するための学習や情操教育などが町内の小学校（6校）、中学校（3校）及び幼稚園（3園）で行われています。それぞれの現状と抱える課題についてまとめていきます。

（1） 学力向上

全国を下回る学力・学習状況調査の結果

文部科学省は全国の小学6年生と中学3年生を対象に平成19年度から「全国学力・学習状況調査」を実施してきました。本町の過去3年間の結果（表1）にあるように、平均正答率は小学生、中学生ともに、すべての教科で全国及び宮城県の平均正答率を下回っています。このように本町の平均正答率が全国や宮城県の平均正答率を下回っていることは、本町における児童生徒の「基本的・基礎的学力の習得」という目的が達成されておらず、課題となっています。

[表1]

全国学習状況調査の結果（各教科の全国、宮城県及び美里町の平均正答率（%））

年度	小学校国語A（基本）			小学校国語B（応用）		
	全国	宮城県	美里町	全国	宮城県	美里町
27	70.2	69.6	67.6	65.4	63.9	63.1
28	72.9	72.0	68.1	57.8	56.2	50.9
29	74.8	74.0	72.0	57.5	56.0	51.0

年度	小学校算数A（基本）			小学校算数B（応用）		
	全国	宮城県	美里町	全国	宮城県	美里町
27	75.2	74.1	72.2	45.0	42.7	39.5
28	77.6	76.5	72.2	47.2	45.6	40.0
29	78.6	77.0	74.0	45.9	44.0	39.0

年度	中学校国語A（基本）			中学校国語B（応用）		
	全国	宮城県	美里町	全国	宮城県	美里町
27	75.8	76.1	75.3	65.8	66.2	65.7
28	75.6	76.9	74.4	66.5	67.9	64.3
29	77.4	77.0	75.0	72.2	73.0	72.0

年度	中学校数学A（基本）			中学校数学B（応用）		
	全国	宮城県	美里町	全国	宮城県	美里町
27	64.4	63.1	61.0	41.6	40.7	38.0

28	62.2	60.4	55.2	44.1	43.8	38.6
29	64.6	63.0	62.0	48.1	47.0	44.0

本町ではこれまでも、宮城県の学び支援事業を活用した補習指導の実施、算数と数学の指導体制を強化するための学力向上支援員の配置などを行ってきました。しかし、「全国学力・学習状況調査」の結果につなげることができていません。本町の平均正答率が全国及び宮城県の平均正答率を下回っている原因を追究して、学校教育専門指導員を中心に有効な対策を検討していかなければなりません。

(2) 心の教育

豊かな心を育む教育活動をめぐる状況変化

町内の小中学校では、教科科目の学習のほかに、スポーツ、芸術、文化、科学、伝統芸能、生活、環境など多岐の分野にわたって、様々な学習活動が実施されています。

その一例として次のような活動があげられます。

- ・マーチングバンドの活動（南郷小学校）

課外活動の一つとして旧南郷町のときから続いてきており、これまでも東北大会や全国大会にも出場するなどの実績を重ね、子どもたちに音楽を通して情操教育を行っています。

- ・関根神楽の伝承（北浦小学校）

伝承が危ぶまれる関根神楽の保存活動を通して、子どもたちは平成18年度から郷土芸能を学び、学芸会や地区の催事等で発表しています。

- ・P4C（ピー・フォー・シー）学習の導入（小牛田中学校）

生徒一人ひとりが理論的に考える力を養うための学習方法として、宮城教育大学との連携の下にP4C（ピー・フォー・シー）による学習方法を授業に取り入れています。

こうした活動のほかに、地域や企業等の協力の下に各種ボランティア活動や職場体験など、豊かな人間性と社会性を育成するための活動が各校で行われています。

しかし、次期学習指導要領において教科科目の総授業時間数が増えることとなったことから、こうした活動の継続も難しくなるのではないかと懸念されています。

また、中学校の部活動においては、東北大会や全国大会に出場するなどめざましい活動がある一方で、全校生徒の減少が部員の減少につながり、部の存続が難しくなるなど、生徒数の減少による影響が顕著に現れてきています。

(3) 健康・体力づくり

児童生徒の肥満傾向と運動能力の低下

文部科学省が実施している「全国体力・運能力、運動習慣等調査」の過去3年間の結果によれば、本町の児童生徒の体重は全体的に肥満傾向にあり、運動能力においても低い傾向が見られます。特に中学生においては男女ともに運動能力の低下が顕著です。

[表2]

平成28年度全国体力・運能力、運動習慣等調査の結果

学年・性別 区分 調査項目	小学5年生						中学2年生					
	男子			女子			男子			女子		
	美里町	宮城県	全国	美里町	宮城県	全国	美里町	宮城県	全国	美里町	宮城県	全国
身長(cm)	139.38	139.40	138.82	141.79	140.76	140.05	160.50	160.93	159.90	154.21	154.92	154.83
体重(kg)	35.28	35.20	33.99	36.20	35.11	33.90	51.67	50.20	48.54	50.84	47.75	46.73
握力(kg)	16.19	16.45	16.47	16.85	16.36	16.13	27.25	29.12	28.91	22.36	23.45	23.75
上体起し(回)	19.34	19.31	19.67	18.55	18.44	18.60	24.82	27.36	27.46	21.09	23.21	23.48
長座体前屈(cm)	33.35	33.22	32.87	38.27	37.45	37.21	41.43	43.55	43.06	42.68	44.99	45.46
反復横とび(点)	42.27	41.73	41.97	40.95	40.04	40.06	49.25	52.00	51.93	43.62	46.11	46.60
持久走1500m(秒)							434.26	398.32	391.72	313.35	294.07	288.51
20mシャトル(回)	50.58	49.27	51.89	38.35	39.17	41.29	74.56	84.13	86.24	50.17	56.10	58.80
50m走(秒)	9.77	9.52	9.38	9.83	9.70	9.61	8.20	8.02	8.03	9.06	8.91	8.83
立ち幅跳び(cm)	149.70	147.27	151.39	143.61	141.61	145.31	188.06	194.05	194.69	158.23	164.76	168.28
ソフトボール投げ(m)	21.18	22.88	22.42	15.47	14.03	13.88						
ハンドボール投げ(m)							18.94	19.86	20.59	11.40	11.85	12.85
体力合計点	52.75	53.06	53.92	55.98	55.01	55.54	37.37	42.08	42.13	44.33	48.01	49.56
: 県・全国平均を上回っている						: 県・全国平均を下回っている						

こうした問題は、児童生徒自身のライフスタイルや食習慣に深く関わる問題であり、家庭と学校との連携が重要となってきます。こうしたことから、将来の児童生徒の健康を守るためには、教育委員会を中心に学校、行政、家庭との連携の下に児童生徒のライフスタイルや食習慣を変えていくための取組が求められています。

(4) 不登校・いじめ防止

不登校・いじめ問題への対応

町内の小中学校における平成29年3月末の不登校の児童生徒数は25人です。小学生では5人で全児童数に対する発生率が0.43%、中学生では20人で発生率が2.93%です。中学校に進学した後に不登校になるケースが多く見られ、その原因には様々なものが考えられます。こうした現象は本町のみに限らず全国的な課題となっています。

[表3]

不登校児童生徒の発生率

	全国	宮城県	美里町
小学校の不登校児童の発生率	0.39%	0.47%	0.43%
中学校の不登校生徒の発生率	2.76%	3.53%	2.93%

不登校の児童生徒をいかに解消するか、学校に行くことができない児童生徒に対してどのような対応をすべきか、学校や行政機関にとっても大変に難しい問題です。本町では、平成28年度から青少年教育相談員1人（専従）を配置して不登校となっている児童生徒の家庭訪問を行うなど、その対策に当たっています。また、平成29年7月からスクール・ソーシャル・ワーカーを宮城県教育委員会から派遣していただき、不登校解消に向けた取組を一層強化しています。

今後においても、学校、行政、家庭の連携から、不登校児童生徒の解消に向けた継続した取組が求められています。

また、いじめ防止対策については、平成28年に美里町いじめ防止等基本方針を策定しました。現在までのところ重大な事態は発生していませんが、今後も全町をあげていじめ防止対策に取り組んでいかなければなりません。

（５） 特別支援教育

重要性が高まる特別支援教育

学校は、多様な個性を持つ児童生徒が集団生活を行い、お互いを通して学び合う場です。本町では、障害のある児童生徒の自立や社会参加に向けた適切な指導及び必要な支援を行うために、平成22年度からクラスの教員を補助する教員補助員を、また平成24年度からは特別に支援を必要とする子どもたちの学習を支援する特別支援教育支援員を配置してきました。

[表4]

町内小学校、中学校における教員補助員、特別支援教育支援員の数（人）

	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
教員補助員	11	5	11	2	12	3	17	4
特別支援教育支援員	-	-	-	-	3	0	2	0

	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
教員補助員	21	6	21	6	22	3	22	4
特別支援教育支援員	1	0	1	0	3	0	2	1

将来にわたって児童生徒が減少する中で、一人ひとりの個性に応じた教育が今後一層重要になってきます。障害のある児童生徒が、障害の有無に関わらず、共に学び教育を受けるため、障害の状態や特性、発達程度に応じて生じる障壁を低くする環境整備を今後も進めていかなければなりません。

(6) 就学前教育

高まる保育ニーズと幼稚園教育の役割

平成17年度には、合併前の旧小牛田町と旧南郷町の両町の幼稚園において3歳児保育が開始されました。これによって、幼稚園における就園期間は4歳～5歳の2年間から3歳～5歳の3年間に拡大されました。

また、平成15年から合併前の両町の幼稚園において預かり保育が開始され、その後においては預かり保育の時間が段階的に延長されてきました。これによって、預かり保育を行う前までは午前8時から午後1時までの5時間であった一日の保育時間が、現在では午前7時から午後7時までの12時間となっています。また、それまで実施していない土曜日や夏休みなどの長期休業の期間においても預かり保育を実施するなど、幼稚園における保育時間が近年延長してきています。

こうした保育時間の延長から、就学時前の幼児の生活はこれまで家庭中心であったものが、近年では幼稚園で過ごす時間が多くなり、幼稚園中心の生活に変化してきています。幼児期における教育と保育の役割のウエイトが家庭から幼稚園へ移行してきており、幼稚園における教育と保育の役割が一層重要になってきていると言えます。

さらには、国では子どもの育児期にある女性の職場離れを抑制して、人口減少による経済の縮小を抑える政策を進めていることから、今後も益々保育需要が増していくものと思われる、幼稚園における役割は、より一層重要になり続けていくものと思われます。

(7) (防災・安全・命の教育)

重要性が高まる幼少期の防災・安全・命の教育

平成23年3月に発生した東日本大震災によって本町も大きな被害を受けました。その後においても、国内各地で大地震や集中豪雨による水害等の自然災害が続いています。更には、北朝鮮の弾道ミサイルの脅威など、これまでには予想もできなかった新たな事態が発生してきています。

また、水難事故や交通事故で命を落とす子どもたちが全国各地で後を絶ちません。更には若者の自死や犯罪が毎日のように報道されています。命の大切さを深く自覚し、自分の命を自らで守るための防災教育、安全教育、命の教育が、幼児期や学童期の早い時期においても一層重要とされています。

町内の小中学校で実施している主な防災教育、安全教育、命の教育

・地震、火災、竜巻の各自然災害に備える避難訓練、及び引渡し訓練、
・Jアラート通報訓練
・原子力災害発生時に備える避難訓練
・不審者が学校に侵入した時に備える訓練
・交通安全教室
・あんしん教室
・交通少年団活動
・薬物乱用防止教室
・着衣遊泳訓練
・防災マニュアル、原子力防災マニュアル、危機管理マニュアル、防災教育計画等の策定

(8) (子どもの貧困問題)

子どもの貧困化問題への対応

厚生労働省の調査によれば、全国的に見て6人に1人の割合の子どものたちが年収200万円以下の家庭の中で育っていることが明らかになりました。

本町における町の就学援助費の支給対象者の数と全児童生徒数に占める比率を見れば、小学生、中学生のいずれにおいても、対象人数とその比率は年々増加の傾向を示しています。特に中学生においては平成29年度に15.3%と低下したものの、平成28年度には18%を超える高い比率となっています。

児童生徒を取り巻く家庭間の経済的な格差が児童生徒の教育の格差につながらないように、生活が困難と思われる家庭に対して、継続した支援が今後も必要とされています。

[表 5]

就学援助費の支給対象者数と全児童生徒数に占める比率(認定率)の推移

年度	小 学 校				中 学 校			
	全児童数	要保護	準要保護	認定率	全生徒数	要保護	準要保護	認定率
21	1,281	9	129	10.8%	665	6	73	11.9%
22	1,260	13	130	11.3%	659	7	76	12.6%
23	1,239	13	133	11.8%	657	13	70	12.6%
24	1,220	16	145	13.2%	629	10	81	14.5%
25	1,210	12	160	14.2%	625	8	83	14.6%
26	1,177	10	145	13.2%	630	7	91	15.6%
27	1,190	5	142	12.4%	606	8	102	18.2%
28	1,161	7	138	12.5%	618	3	111	18.4%
29	1,171	8	132	12.0%	567	3	84	15.3%

(9) 学校施設の維持・管理

老朽化が進む学校施設の維持・管理

児童生徒がいつでも安心して安全に学校生活を送ることのできる学校施設を整備しなければならないことはいうまでもありません。しかし、町内の小中学校には建築後40年以上を経過する校舎が3校あります。また、その他の学校においても校舎等の老朽化が年々進み、学校施設全体の維持・管理が課題とされています。

[表 6]

小中学校の建築年度、経過年数、敷地面積、校舎等床面積

学校名	建築年度	経過年数	敷地面積	校舎等床面積
小牛田小	1989年(平成元年)	28年	29,000 m ²	5,351 m ²
不動堂小	1976年(昭和51年)	41年	29,577 m ²	6,691 m ²
北浦小	1993年(平成5年)	24年	26,109 m ²	5,411 m ²
中埴小	2002年(平成14年)	15年	28,688 m ²	4,530 m ²
青生小	1979年(昭和54年)	38年	24,094 m ²	3,822 m ²

南郷小	1985年(昭和60年)	32年	17,807 m ²	4,438 m ²
小牛田中	1965年(昭和40年)	52年	37,890 m ²	4,788 m ²
不動堂中	1970年(昭和45年)	47年	23,590 m ²	3,767 m ²
南郷中	1980年(昭和55年)	37年	21,225 m ²	3,895 m ²

中学校においては、今後も生徒数の減少が予想されることなどから、「宮城県美里町中学校再編整備計画」に示しているように、中学校の再編と合わせて施設の整備を行うこととなります。しかし、再編するまでの期間においては、生徒の学校生活に支障をきたすことのないよう、必要な修繕を着実に行っていかなければなりません。

2 社会教育・生涯学習

戦後の我が国の「社会教育」は国民の高学歴化など様々な理由からその様相を変え、1990年に法制化された「生涯学習」に力点を置くようになってきました。

本町においても、家庭教育や青少年教育などの社会教育の重要性は増しているものの、これらに係る施策は年々縮小の傾向にあります。その一方で、生涯学習への住民ニーズは年々高まっています。社会教育と生涯学習の現状と抱える課題についてまとめていきます。

(1) 家庭教育

家庭における教育力の低下

家庭教育は全ての教育の出発点です。子どもたちに社会規範や基本的生活習慣を教え、身につけさせるのは家庭の重要な役割です。家庭における愛情の形成から、子どもの心の健全な発達に必要な自己肯定感は育まれてきます。

しかしながら、近年、少子化や核家族化の進行、共働き世帯の増加やライフスタイルの多様化など家庭環境が大きく変化しており、親が身近なところに子育てを学べる人がいないなど、様々な理由から家庭内における教育力の低下が懸念されています。

家庭教育の主役・主体は家庭にあり、その責任は親権を持つ保護者にあります。こうした基本的な考えの下に、行政機関、学校、地域社会がどのように関わり、どのようにしていくべきなのかを考え、各家庭において親として責任ある家庭教育を確実に実践する環境づくりを社会全体で進めていかなければなりません。

(2) 青少年教育

学社連携に欠ける青少年教育

本町では社会教育の一環として、国際交流事業、平和学習派遣事業、芸術鑑賞事業、リーダー育成事業等の青少年教育に取り組んでいます。しかし、これらが学校教育を補う重要な役割を担っていないながら、実施を担当する行政課が単独に企画するなど、学校教育と社

会教育による学社連携に欠けることが多く見受けられます。こうしたことが事業効果を低くする原因となっていることから、今後においては実施主体である社会教育の担当課が単独に事業を企画するのではなく、それぞれの事業目的を明確にして、企画の段階から社会教育の担当課と学校が連携して、学校教育と社会教育の体系的な計画の下に進めていかなければなりません。

(3) 地域の教育力

地域社会における教育力の低下

従来地域社会は、異なる世代の様々な人々との交流を通して、子どもの社会性や規範意識、豊かな心などを育む役割を担ってきました。しかし、近年、地域住民の高齢化や若い世代の転出、個人の価値観やライフスタイルの多様化などにより、地域の人々のつながりが希薄化しており、子どもと大人の交流の機会が減少するなど、地域の教育力の低下が懸念されています。

また、少子化の進行によって複数の地区の子ども会が統合され、また、町の子ども会育成連合会が解散するなど、子どもたちを取り巻く環境も変化してきています。

(4) 生涯学習環境

ICTの普及と新たな課題

近年、科学の発展から急速に普及したインターネット社会によって、いつでもどこでも誰もが学びたいものを学べる生涯学習のための環境が地域を超えて整備されました。今日では、インターネットは生涯学習を行う上で欠くことのできない重要な学習手段の一つとなっています。

しかし、そうした便利な学習手段が普及した一方では、過度なインターネットへの依存から人と人とのコミュニケーション能力の低下が進むのではないかといった問題や、高齢者を中心とするインターネットを使用できない人々が一部に生じる「デジタル・デバイド」と呼ばれる問題など、新たな問題が発生してきています。

インターネットをはじめとする、ICT（情報通信技術）を活用した新しい学習環境の整備は、今後も進められていきます。それに対応できる体制を構築していかなければなりません。

(5) 図書館・読書環境

読書環境の変化と図書館の役割

平成2年に開館した小牛田図書館及び平成18年に開館した南郷図書館によって、住民の読書活動や生涯学習を支援してきました。

しかし、近年では、ICTを活用した電子ブックの普及、宅配による書籍購入の拡大、中古書籍店の大型化、更には公立図書館とレンタルビデオ店の一体化など、私たちの読書

活動をめぐる環境は大きく変化してきています。

そうした様々な環境変化と住民の読書離れが進む中で、今後、美里町近代文学館運営方針を基に図書館サービスを推進し、生涯学習の拠点として、今後ともさらに住民に活用される図書館を目指していかなければなりません。

[表7]

町内の図書館における貸出冊数の推移

年 度	総 貸 出 冊 数	町民一人当たりの貸出冊数
平成18年度	179,120 (冊)	6.8 (冊)
19	183,087	7.0
20	190,753	7.3
21	186,817	7.3
22	171,187	6.7
23	153,242	6.0
24	155,315	6.1
25	151,475	6.0
26	168,709	6.7
27	164,989	6.6
28	175,231	7.0

(6) 文化財保護

伝統芸能の継承と郷土資料館の活用

これまでも遺跡の発掘・保存・管理、地域に伝わる郷土芸能の伝承活動への支援、小学生の郷土学習への支援など、文化財保護と保存・活用の推進に努めてきました。しかし、そうした中で、関根地区に伝わる伝統芸能の「関根神楽」においては、指導者の高齢化が進み、その後継者が育成されてこなかったことにより、将来にわたって存続させることが難しい状況になってきています。その対策を講じていく必要があります。

また、平成29年8月に町内の牛飼地区に美里町郷土資料館（以下「郷土資料館」という。）を開館しました。しかし、郷土資料館の運営方針はまだ明確に定まっておりません。今後、郷土資料館の将来にわたる運営方針を早急に定め、郷土の歴史と文化を後世に伝える中核施設としての活用を図っていかなければなりません。

(7) 文化・スポーツ

文化施設、スポーツ施設の維持・管理

文化施設、スポーツ施設として、小牛田地域には文化会館、近代文学館、南郷地域にはスイミングセンターがあり、ほかに体育館、野球場、テニスコートが小牛田地域と南郷地域に1施設ずつあります。しかし、これらの施設すべては建築から25年以上が経過して

おり、町の財政が今後縮小する中で、これらの施設の維持・管理が課題となってきます。その対策を考えていく必要があります。

[表8]

文化施設、スポーツ施設の建築年度、経過年数

施設名	建築年度	経過年数
文化会館	1967年(昭和53年)	39年
近代文学館	1990年(平成2年)	27年
トレーニングセンター	1981年(昭和56年)	36年
南郷体育館	1977年(昭和52年)	40年
スイミングセンター	1992年(平成4年)	25年
南郷球場	1991年(平成3年)	26年
素山野球場	1957年(昭和32年)	60年
牛飼テニスコート	1984年(昭和59年)	33年
南郷テニスコート	1991年(平成3年)	26年

第4章 目標

1 学校教育

<学校教育の目標>

- ・児童生徒一人ひとりが毎日楽しい充実した学校生活を過ごすこと。
- ・自ら学び、自ら考え、主体的に問題を解決するようになること。
- ・個性の多様性を認める豊かな心を持ち、互いに支え合えるようになること。
- ・心身ともに健康で、粘り強く生きるようになること。
- ・自分を育てた学校・郷土をおのずから誇りに思えるようになること。

児童生徒がそれぞれの個性を認め合い、いじめのない楽しい充実した学校生活を毎日送ることは学校教育の基本であり土台です。学習も心身の成長もその土台の上に築かれていかなければなりません。

学習したことを基に主体的に問題を解決し、粘り強く生きることによって、自分が生まれ育った故郷・学校を誇りに思い、感謝する心がおのずから育まれてきます。このような目標に向かって美里町の学校教育は進んでいきます。

<個別分野の目標>

(1) 学力向上

児童生徒の一人ひとりが学ぶ大切さを知り、自ら学び課題を発見する力と解決する力を身につける。

児童生徒の一人ひとりが学ぶ大切さを知り、自ら主体的に学び、自ら課題を発見して正しく解決する力を将来にわたって身に付けていくことを目指していきます。

(2) 心の教育

児童生徒の一人ひとりが「思いやる心」と「豊かな感性」、社会人として必要な「社会性」、「協調性」、「自立性」を身につける。

児童生徒の一人ひとりが他人を思いやる心を持ち、豊かな感性を身につけ、大人になるために必要な規律性や道徳心などの社会性、協調性及び自立性を将来にわたって身につけていくことを目指していきます。

(3) 健康・体力づくり

児童生徒の一人ひとりが「命の大切さ」と「健康の大切さ」を知り、正しい「生活習慣」と「食生活」を身につけて心身ともに健やかに育つ。

児童生徒の一人ひとりが命の尊厳を深く自覚して、自分と他人の命を守り、健やかに育っていくことを目指していきます。

(4) 不登校・いじめ防止

児童生徒の一人ひとりが毎日楽しく学校に通い、多くの友達に囲まれて楽しい学校生活を送る。

町内の各小中学校において、児童生徒の一人ひとりが毎日楽しく学校に通い、多くの友達に囲まれて楽しい学校生活を送れるような学校づくりを目指していきます。

(5) 特別支援教育

特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりが適切に整備された教育環境の中で学ぶ。

特別な支援を必要とする児童生徒一人ひとりにとって、適切な環境が提供され、すべての子どもたちが楽しく学校生活を過ごし、親や家族が安心して子どもたちを学校に通学させることのできるような環境づくりを目指していきます。

(6) 就学前教育

幼児一人ひとりの健やかな成長を支え、幼児一人ひとりが就学前に必要な基本的な生活習慣を身につける。

幼児一人ひとりの健やかな成長を支えることのできる教育環境を整備し、就学前の幼児にとって必要な基本的な生活習慣を身につけていくことを目指していきます。

(7) (防災・安全・命の教育)

児童生徒一人ひとりが「自分の命を自らで守る自助の力」と「他人の命も助ける共助の力」を身につける。

児童生徒一人ひとりが「自分の命を自らで守る自助の力」と「他人の命も助ける共助の力」の2つの力を身に付けていくことを目指していきます。

(8) (子どもの貧困問題)

経済的な支援体制を構築し、すべての児童生徒が平等に勉学に勤しむことのできる環境を整備する。

家庭間の経済的格差が児童生徒の学習に影響を与えることなく、すべての児童生徒が平等に勉学に勤しみ、学校生活を楽しく過ごすことを目指していきます。

(9) 学校施設の維持・管理

児童生徒の一人ひとりが安心して快適に学校生活を過ごせるような教育環境を整備する。

児童生徒が安全に学校生活を過ごせるように、また施設の不備によって児童生徒の学習に支障をきたすことのないように、児童生徒が安心して快適に学校生活を過ごせるような教育環境を整備していくことを目指していきます。

2 社会教育・生涯学習

< 社会教育・生涯学習の目標 >

- ・住民一人ひとりが学ぶ喜びと尊さを知り、豊かな人生を過ごすこと。
- ・子どもたちが愛情に満ちた心豊かな家族に囲まれて健やかに育つこと。
- ・地域社会全体で子どもたちを見守り育てる土壌が培われること。
- ・次世代を担う青少年が夢と希望を持って社会にはばたくこと。
- ・住民一人ひとりが尊重され、協調・協力し合う地域社会を形成すること。

子どもたちが夢と希望を持って社会に大きく羽ばたくためには、愛情に満ちた家族の中で育ち、また、地域の多くの人々に見守られて育まれるような教育環境が大切です。

私たち大人が自主的な学習から、学ぶ喜びと尊さを知り、寛容な心と他人を思いやる心を持つことは、豊かな人生を過ごすための礎となります。美里町の社会教育・生涯学習はこのような目標を目指していきます。

< 個別分野の目標 >

(1) 家庭教育

各家庭が基本的な生活習慣、社会規範を子どもたちに教え、身につけさせる。

町内のすべての家庭において家庭内で教えるべき基本的な生活習慣や社会規範などを、子どもたちに教え、身につけさせる家庭教育を本町の社会教育・生涯学習は目指していきます。

(2) 青少年教育

青少年一人ひとりが豊かな心と社会規範を身につけ、将来にわたって社会に貢献できる大人に育つ。

青少年一人ひとりが豊かな心と社会規範を身につけ、将来にわたって社会に貢献できる大人に育っていくことを目指していきます。

(3) 地域の教育力

地域の中で子どもと大人がふれあい、地域の大人が子どもたちを見守り育てる地域社会を形成する。

地域の中で多くの大人たちが子どもたちと触れ合い、地域の大人たちが温かく子どもたちを見守るような地域社会を形成することを目指していきます。

(4) 生涯学習環境

町民一人ひとりが自主的に生涯にわたって手軽に学習できる環境を整備し、生涯学習社会を形成する。

町民一人ひとりが自主的に生涯にわたって気軽に学習し、それぞれが豊かな人生を切り拓いていく生涯学習社会をつくることを本町の社会教育・生涯学習は目指していきます。

(5) 図書館・読書環境

図書館によって誰もが身近に本と触れ合うことのできる読書環境をつくり、人づくり・地域づくり・まちづくりに貢献する。

図書館によって誰もが身近に本と触れ合うことのできる読書環境をつくり、図書館が住民の生涯学習を支援する中核施設として人づくり・地域づくり・まちづくりに貢献することを目指していきます。

(6) 文化財保護

伝統文化を尊重し郷土を愛する心が子どもたちに育まれると共に、地域に伝わる文化・遺跡等が後世に引き継がれる。

地域に伝わる文化・遺跡等を活かした郷土学習から子どもたちに郷土を愛する心が育まれると共に、将来にわたって後世に引き継がれていくことを目指していきます。

(7) 文化・スポーツ

町民一人ひとりが生涯にわたって、芸術・文化、スポーツに親しむ生涯学習社会を形成する。

町民一人ひとりが生涯にわたって、芸術・文化、スポーツに親しみ、豊かな心と健康な体がつくられる生涯学習社会を形成していくことを目指していきます。

第5章 施策の展開

1 学校教育

(1) 学力向上

方向性

児童生徒に基本的・基礎的な学力を確実に身につけさせる。

施策1 小中学校における指導体制の強化

町内の各小中学校において、学力向上支援員の拡充、少人数指導の導入、教員補助員の拡充等によって指導体制の強化を図ります。

施策2 小中学校における課外学習の拡充

学力向上支援員等の指導者を課外授業に配置し、放課後や休日等の課外学習に取り組む小中学校を増やし、その内容の充実を図ります。

施策3 学習到達度の把握と結果分析を活用した教科指導

全国学力・学習状況調査のみならず、C R T等で各学年における学習到達度を把握し、その結果を詳細に分析し、より効果的な教科指導につなげます。

施策4 I C T教育の推進

児童生徒がわかりやすい効果的な授業を実施するために必要なI C T教材を各小中学校に備え、その活用を進めます。

施策5 教職員の指導力の向上

宮城県教育委員会が主催する研修会に教職員を積極的に参加させるほか、市町村独自の研修を実施するなど教職員の指導力の向上を図ります。

(2) 心の教育

方向性

自己の優れた能力に気づかせ、互いの能力と個性を認め合うことを知る能力を身につけさせる。

施策6 多様な人材を活用した教育活動の展開

児童生徒が様々な人と出会い、多くの人から学ぶことができるように、地域の人材など多様な人材を活用した教育活動を展開します。

施策7 文化・芸術活動の展開

優れた文化・芸術に触れることのできる機会を提供し、児童生徒が自分の能力や特性に気づき、夢と希望を抱いて努力し続ける環境をつくります。

施策8 部活動と課外活動の充実

外部指導者の配置や活動費の助成などに継続して取り組み、中学校における部活動及び小学校における課外活動の一層の充実を図ります。

施策9 総合学習の充実

児童生徒が様々なものに興味と関心を持ち、自ら進んで調べ、学習する総合学習を展開します。

施策10 環境教育の充実

豊かな自然に恵まれた美里町にあって、児童生徒が自然環境に興味と関心を持てる環境教育を展開します。

(3) 健康・体力づくり

方向性

児童生徒に規則正しい生活習慣と食習慣、体力向上につながる運動習慣を身につけさせる。

施策11 規則正しい生活習慣を身につけるための生活指導の強化

児童生徒に発達段階に応じた生活習慣を身につけさせる指導を強化し、健康で活力のある生活を送り、心身の健康の保持増進を図ります。

施策12 運動習慣の定着化に向けた継続した取組と学校体育の充実

児童生徒が体を動かす楽しさを知り、運動習慣の定着化と学校体育の充実により、体力・運動能力の向上につながる取組を推進します。

施策 13 学校給食を通した食育と食生活指導の充実

学校給食を通して食に対する関心を深め、心身の健全な育成に向けて望ましい食習慣を身につけるために必要な取組を推進します。

(4) 不登校・いじめ防止

方向性

未然防止、早期発見・早期対応を徹底し、いじめと不登校を防止する。

施策 14 心のケアの充実

いじめ、不登校等を未然に防止するために必要な専門職員を配置・派遣するとともに、児童生徒が気軽に相談できる環境づくりを進めます。

施策 15 不登校の解消に向けた取組

学校・家庭・関係機関の連携の下に、家庭訪問等の継続した取組により不登校児童生徒の解消と不登校等の未然防止、早期発見・早期対応に向けた取組を進めます。

施策 16 いじめ防止に向けた取組

いじめの兆候をキャッチして未然に防止するとともに、早期発見・早期対応により初期段階で解決するための取組を重点的に進めます。

施策 17 道徳教育の充実

自他の命を大切に、互いに尊重し合う心や思いやりの心を育む道徳教育の実践により、より良い友達関係を築き、すべての児童生徒にとって楽しい学校づくりを進めます。

(5) 特別支援教育

方向性

特別支援を必要とする児童生徒に最善の教育環境を提供する。

施策 18 特別支援教育体制の充実

教育委員会に特別支援教育専門員を継続して配置するとともに、各小中学校における特別支援教育支援員及び教員補助員の拡充等により特別支援教育体制の充実を図ります。

施策 19 関係機関の連携による取組の強化

特別支援教育連携協議会及び美里町特別支援教育コーディネーター連絡協議会の活用により学校間の連携を図り、効果的な特別支援教育の取組を進めます。

(6) 就学前教育

方向性

高まる保育ニーズに適切に対応し、就学前に必要な基本的な生活習慣を身につけさせる。

施策 20 幼稚園における指導体制の充実

幼稚園における教育と保育の役割が一層重要視されていく中で必要な保育士等を補充するなど、指導体制を充実させます。

施策 21 預かり保育の拡充

幼稚園における預かり保育を拡充し、核家族、共働き世帯等の保育ニーズに応じた幼稚園運営を行うことにより、子育て世代を支援します。

施策 22 多様な幼児教育の実践

健やかな成長を支え、幼児一人ひとりに就学前に必要な基本的な生活習慣を身につけさせるために必要な多様な幼児教育に取り組みます。

(7) (防災・安全・命の教育)

方向性

「命の大切さ」と「自然災害の恐ろしさ」「交通・水難事故の危険性」を知り、自分の安全を守る力を身につけさせる。

施策 23 命の教育の実践

命の大切さ、命の尊さを教えるとともに、力強く生きる力を培うために、幼少期、学童期のそれぞれの段階に合わせた「命の教育」を行います。

施策 24 防災教育、安全教育の実践

学校教育活動全体を通じて児童生徒の発達段階に応じた系統的な防災教育と安全教育に取り組みます。

施策 25 地域と連携した防災訓練

地域との合同防災訓練を実施するなど、地域社会と一体となった防災意識の向上と防災文化の醸成を図る取組を進めます。

施策 26 スクールバスの運行と通学路の安全確保

幼稚園及び小学校における安全なスクールバスの運行を継続し、また、徒歩及び自転車で通学する児童生徒の安全の確保に向けた取組を進めます。

(8) (子どもの貧困問題)

方向性

貧富の格差が子どもの教育格差にならないよう、経済的支援を充実させる。

施策 27 就学援助制度の充実

就学援助交付金の交付を継続して行うとともに制度の充実を図ることにより、生活が困難と判断される家庭に対する経済的支援に引き続き取り組みます。

施策 28 奨学金制度の充実

家庭の経済的な理由から進学を断念することのないように奨学金制度の充実に継続して取り組みます。

(9) 学校施設の維持・管理

方向性

中学校施設は学校再編に合わせた整備をする。小学校施設は長寿命化に向けた整備を検討する。

施策 29 学校施設の計画的な管理・修繕

学校施設の管理・修繕について、壊れてから修繕する「事後対応」から壊れる前に修繕する「予備修繕」に移行できるよう、計画的な施設管理に努めます。

施策 30 学校施設の長寿命化対策の推進

小学校施設については、長寿命化に向けた大規模改修工事を計画的に実施して長寿命化を図ります。

施策 31 中学校の再編整備

中学校については「宮城県美里町中学校再編整備基本構想」に基づき、3校を1校に再編して新しい学校施設を建設します。

2 社会教育・生涯学習

(1) 家庭教育

方向性

家庭教育の大切さ、家庭の役割の重要性をすべての保護者が自覚するようにする。

施策 32 家庭教育を支援する体制づくり

学校、地域社会、行政がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携をして、町内の各家庭に対して情報提供や相談対応等で家庭教育を支援する体制を構築します。

施策 33 家庭教育に関する研修会等の開催

親の学びの場、親になるための学習の場となる研修会等の開催により、家庭教育について学習する機会を提供します。

施策 34 「早寝、早起き、朝ごはん運動」の推進

児童生徒に規則正しい生活習慣を身につけさせるため、学校と家庭が連携して、「早寝、早起き、朝ごはん運動」の取組を推進します。

(2) 青少年教育

方向性

社会教育と学校教育が密に連携を図り、双方が一体的となって青少年教育を進める。

施策 35 学校教育と密に連携した青少年教育事業の推進

これまでの事業に継続して取り組むと同時に、学校教育と社会教育が密に連携して新たな事業の企画と実施に取り組みます。

施策 36 青少年の健全育成に取り組む団体への支援

町内の多くの団体によって組織されている美里町青少年健全育成連絡協議会などの青少年の健全育成に取り組む団体の活動に対する支援を継続して行います。

(3) 地域の教育力

方向性

地域住民ができることから始めるなど、無理のない取組を進める。

施策 37 子どもたちを見守り育てる地域活動への支援

地域住民による登下校時の街頭指導や防犯パトロールなど、子どもたちを見守り育てる地域活動に対して継続した支援を行います。

施策 38 地域に開かれ、地域と共に歩む学校づくり

学校と地域の人々が目標を共有し、(学校と)地域が一体となって子どもたちを育む「地域に開かれ、地域と共に歩む学校づくり」を推進します。

(4) 生涯学習環境

方向性

若い世代から高齢者まですべての世代が学習できる環境を整備する。

施策 39 デジタル・デバイド問題への対策、対応

パソコン(インターネット)を使用できない人々を対象とするパソコン研修会の実施や相談窓口の設置など、デジタル・デバイド問題の解消に向けた取組を行います。

施策 40 地区コミュニティセンター等の生涯学習事業への活動支援

地域の学び・活動の拠点である地区コミュニティセンター等が実施する生涯学習事業に対して活動費の助成など継続した支援を行います。

施策 41 生涯学習を行う団体及び個人への活動支援

学習内容が高度化・多様化する中、自主的に学習する団体や個人の活動に対して、情報の提供や場所の提供など、継続した支援を行います。

(5) 図書館・読書環境

方向性

住民の誰もが身近に本と触れ合うことのできる読書環境をつくる。

施策 42 多様な利用者のニーズに応じた多様なサービスの提供

利用者のニーズに応じた蔵書整備とサービスを充実するとともに、来館困難な利用者に対する宅配サービスなど多様なサービスを継続して行います。

施策 43 子どもたちの読書環境の充実

読み聞かせなどの自主事業の実施、及び幼稚園や学校等と連携した取組から、子どもたちの読書環境の充実に向けた整備を進めます。

施策 44 他の図書館と連携した取組

利用者の多様なニーズに的確に応えていくために町外の他の図書館との相互貸借を積極的に活用するなど、他の図書館との連携を一層強化します。

施策 45 地域資料、郷土資料の収集と保管・活用

地域資料、郷土資料を収集し、整理及び保管をして、町の歴史的資料としての活用と次世代への伝承を図ります。

(6) 文化財保護

方向性

伝統文化を尊重し郷土を愛する心を育み、地域に伝わる文化財を後世に引き継ぐ。

施策 46 郷土資料館の充実に向けた取組

町の文化財保存の活動拠点となり、児童生徒の郷土学習にも資するように、郷土資料館の一層の充実に向けた取組を進めます。

施策 47 民俗芸能の活動支援と後継者の育成

伝承が危ぶまれる関根神楽について、北浦小学校におけるクラブ活動を中心に、関根神楽を伝承し、同時に後継者を育成するための取組を継続して行います。

施策 48 文化財の適切な管理・保存と活用

数多くの文化財を適切に管理・保存し、郷土研究や子供たちの郷土学習などに活用するとともに、文化財の魅力を生かした町の活性化につなげる取組を進めます。

(7) 文化・スポーツ

方向性

文化・スポーツ施設の計画的な維持管理により文化・スポーツに親しむ環境を整備する。

施策 49 文化施設、スポーツ施設の計画的な整備と維持管理

文化活動、スポーツ活動を行うために必要な施設の計画的な整備と維持管理に努め、文化活動、スポーツ活動にいつでも誰でも親しむことのできる環境づくりに取り組みます。

施策 50 文化活動、スポーツ活動を行う団体、個人への支援

町内で自主的に文化活動、スポーツ活動を行っている団体や個人に対して、情報の提供や場所の提供など継続した支援を行います。

第6章 計画の推進と進行管理等

1 アクションプランの策定

本計画は、計画期間の終期を上位計画である総合計画の終期に合わせたことから、3年間という短い期間の計画となりました。このため、どの施策をいつ実施するのかを具体的に定めるアクションプランは策定せずに、すべての施策について計画が開始する2018年度から計画が終了する2020年度までのすべての期間において取り組むこととします。

2 点検・評価と進行管理

本計画に基づく施策を確実に推進するためには、施策の方針に掲げた様々な取組の実施状況を常に把握し、点検・評価しなければなりません。このため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、毎年度、定期的な点検・評価を実施するものであり、その方法については上位計画の総合計画と同じく、【計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Action)】のPDCAサイクルによる進行管理を行うこととします。

3 次期総合計画につなげる本計画の見直し

2021年度から開始される次期総合計画を見越して本計画の見直し作業を、2019年度から2020年度にかけて行うこととします。